

健康保険被扶養者資格再確認調査票

この度、全国健康保険協会より、健康保険の被扶養者となっているご家族の方が現在も健康保険の被扶養者に該当するかを確認する旨の依頼がありました。

つきましては、以下に健康保険被扶養者の現状を記入のうえ、令和元年 月 日()までに回答していただきますようお願いいたします。

なお、健康保険の被扶養者の範囲などは、裏面に記載していますのでご確認ください。

被保険者証 番号		被保険者氏名	
-------------	--	--------	--

被扶養者氏名	続柄	同居・別居	被扶養者の状況
		<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	<input type="checkbox"/> 現在も健康保険の被扶養者に該当する。→ <input type="checkbox"/> 海外に在住している(住民票が日本国内にない) <input type="checkbox"/> 被扶養者から解除となる。→ 解除年月日:平成・令和 年 月 日 解除理由: <input type="checkbox"/> 就職 <input type="checkbox"/> 収入超過(円) <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> その他()
		<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	<input type="checkbox"/> 現在も健康保険の被扶養者に該当する。→ <input type="checkbox"/> 海外に在住している(住民票が日本国内にない) <input type="checkbox"/> 被扶養者から解除となる。→ 解除年月日:平成・令和 年 月 日 解除理由: <input type="checkbox"/> 就職 <input type="checkbox"/> 収入超過(円) <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> その他()
		<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	<input type="checkbox"/> 現在も健康保険の被扶養者に該当する。→ <input type="checkbox"/> 海外に在住している(住民票が日本国内にない) <input type="checkbox"/> 被扶養者から解除となる。→ 解除年月日:平成・令和 年 月 日 解除理由: <input type="checkbox"/> 就職 <input type="checkbox"/> 収入超過(円) <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> その他()

※「同居・別居」の口に☑(チェック)を入れてください。

※「被扶養者の状況」の口に☑(チェック)を入れ、解除の場合はその理由及び解除となった年月日を記入してください。(収入超過の場合は、収入額も記入)

※現在も被扶養者に該当する方で、海外にお住まいで、日本国内に住所を有しない(住民票がない)場合は、「海外に在住している」にも☑(チェック)を入れてください。

※税法上の控除対象配偶者または扶養親族の方は、事業主にて確認が済んでいるため、上記被扶養者には記載されていません。

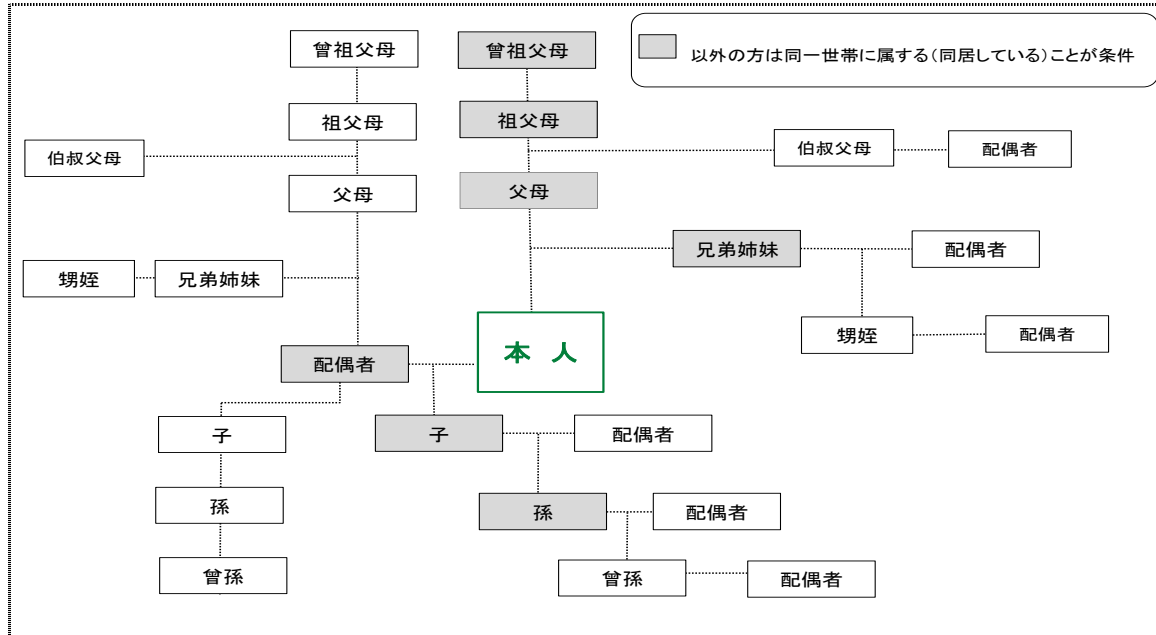
なお、税法上の扶養親族等となっても、健康保険の被扶養者の範囲から外れている場合には、その家族の氏名及び被扶養者の状況をご記入ください。

※被扶養者から解除となる方がいる場合は、別途「被扶養者調書兼異動届」の提出が必要になります。

被扶養者の範囲の確認

次の①～④について、ご確認をお願いいたします。

被扶養者になれるのは、次の範囲の方で、「主として被保険者の収入で生計を維持している」75歳未満（後期高齢者医療の被保険者とならない）の方です。



① 続柄が上記 以外の被扶養者の方については、被保険者と同居していることが被扶養者としての条件となりますので、同居していることを確認してください。

主として被保険者の収入で生計を維持していることの確認

- ② 被保険者と同居している場合
被扶養者の方の年収※1が130万円未満※2で、かつ被保険者の年収の半分未満※3であることを確認してください。
- ③ 被保険者と別居している場合
被扶養者の方の年収※1が130万円未満※2で、かつ被保険者からの仕送り(援助)額より少ないことを確認してください。
- ④ 就職等により、ご自身で健康保険に加入していないことを確認してください。

※1 被扶養者の方の年収とは、給与収入、事業収入、地代・家賃収入などの財産収入、老齢・障害・遺族年金などの公的年金、雇用保険の失業給付、健康保険の傷病手当金や出産手当金のことをいいます。

※2 被扶養者の方が60歳以上または障害者(障害厚生年金を受けられる程度の障害者)の場合、上記年収「130万円未満」が「180万円未満」となります。

※3 被扶養者の方の年収が被保険者の方の年収の半分以上であっても、130万円未満で被保険者の方の年収を上回らない場合は、総合的に判断し、被扶養者と認められる場合があります。